

入札公告（入札説明書）をご覧いただく前に （概要）

業務名：東郷調整池他堤体測量業務
とうごうちょうせいち ほかていたいそくりょうぎょうむ

このお知らせは、業務の概要及び入札公告の概要を記載したものです。

詳しい内容は後段の入札公告本文をご覧いただき、詳細をご確認ください。

なお、本件の入札公告は、入札説明書を兼ねています。

本件に関する入札説明書等は入札情報サービスからダウンロードすることにより交付します。

●入札情報サービスURL：https://gprime-ebid.jp/juchusya-water/PPI/PPI_P/

◇本件に関する問い合わせ先

独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所 総務課 中原

TEL 0561-39-5460 Fax 0561-39-5464

1. 業務の概要

業務の概要は次のとおりです。

業務名	東郷調整池他堤体測量業務（電子入札対象案件）
業務場所	松野ダム：岐阜県瑞浪市松野地内 東郷調整池：愛知県愛知郡東郷町大字諸輪地内 前山池：愛知県常滑市金山字石坂地内 三好池：愛知県みよし市三好町東山畑地内
業務内容	本業務は、水利使用規則並びに愛知用水施設及び愛知用水二期施設に関する施設管理規程に基づき、松野ダム、東郷調整池、前山池及び三好池の堤体測量（移動量・沈下量）と測量結果の整理を行うものである。 ・堤体測量（観測・とりまとめ） 1式
履行期間	契約締結の翌日から平成30年3月10日まで
業務数量等	詳細な業務数量等は、特記仕様書によるものとします。

2. 入札参加資格の概要

入札参加の要件は次のとおりです。

業者登録	水資源機構の一般（指名）競争参加業者登録において、平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等の業種区分の「測量」の認定を受けていること。（入札書の受付締切日時において参加資格の認定を受けていれば結構です。）
履行実績	本業務の確認申請書等提出期限までに元請での履行実績が必要。 当機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は公益民間企業（電力会社等）が発注した同種業務又は類似業務の実績を有していること。 同種業務：フィルダムの堤体測量 類似業務：河川横断測量又は基準点測量

配置予定技術者の要件	入札公告（入札説明書）に掲げる基準を満たす主任技術者を本業務に配置できることとします。
業務成績評定	平成27年及び28年の2年間に元請けとして完成・引渡が完了した当機構発注の当該業種「測量」に係る測量等業務成績評定点の年平均が2年連続で60点未満でないこと。
その他	欠格要件に該当しないこと。

3. 公告～落札者決定までの日程

入札説明書等の交付期間	平成29年8月1日（火）～8月21日（月）まで
確認申請書等の提出期限	平成29年8月21日（月）16時00分まで ※電子入札システムにより提出すること
参加資格の確認通知	参加資格が確認された応募者には、平成29年8月24日（木）までに通知します。
開札日時、開札場所	日時： 平成29年9月1日（金）10時00分 場所：愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字片平山25番地の25 独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所 総務課
入札書の提出期間	平成29年8月25日（金）～8月31日（木）16時00分まで
質問書の受付期限	質問を、書面（郵送）により受け付けます。確認申請書等の作成に関する質問は、 平成29年8月15日（火）迄 、積算・見積等に関する質問は、 平成29年8月24日（木）迄 、受け付けます。
質問書に対する回答の閲覧期限	確認申請書等の作成に関する質問の回答は、 平成29年8月21日（月）迄 、積算・見積等に関する質問の回答は、 平成29年8月31日（木）迄 、Web上で閲覧できます。

※ 本件に関し、入札説明書等を受領された方は、「入札説明書等の交付受領書」をFAXにて上記連絡先にご提出ください。

入札公告

(入札説明書を兼ねる)

次のとおり一般競争入札に付します。なお、本公告は入札説明書を兼ねています。
独立行政法人水資源機構による東郷調整池他堤体測量業務に係る一般競争入札等の
手続については、関係規程によるもののほか、この入札公告（入札説明書）によるも
のとしします。

1. 公告日 平成29年8月1日

2. 契約職等

独立行政法人水資源機構分任契約職 愛知用水総管理所長 安藤 昌文
愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字片平山25番地の25

3. 業務概要

- (1) 業 務 名 東郷調整池他堤体測量業務（電子入札対象案件）
- (2) 業 務 場 所 松野ダム：岐阜県瑞浪市松野地内
東郷調整池：愛知県愛知郡東郷町大字諸輪地内
前山池：愛知県常滑市金山字石坂地内
三好池：愛知県みよし市三好町東山畑地内
- (3) 業 務 内 容 本業務は、水利使用規則並びに愛知用水施設及び愛知用水
二期施設に関する施設管理規程に基づき、松野ダム、東郷調整
池、前山池及び三好池の堤体測量（移動量・沈下量）と測量結果
の整理を行うものである。
堤体測量（観測・とりまとめ） 1式
- (4) 履 行 期 間 契約締結の翌日から平成30年3月10日まで
- (5) 本業務は、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料（以
下「確認申請書等」という。）並びに入札書等を電子入札システムで行う対象
業務である。

4. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。
- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 独立行政法人水資源機構（以下「当機構」という。）が発注した測量・建設
コンサルタント等業務の請負契約において、本入札公告の日から過去2年以内に
に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
- (A) 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にした事実
- (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利
益を得るために連合した事実
- (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
- (D) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
- (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
- (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
- (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない
者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した
事実
- ③ 当機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅
延利息を支払っていない者

- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る当機構の認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 電子入札に参加するには、下記に掲げる条件を満たしている者でなければ参加することができない。
- ① 機構における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等の業種区分の「測量」の認定を受けていること。ただし、本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、入札書の受付締切日時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。
なお、参加資格の認定を受けていない者の参加方法については、「入札参加条件等について」を参照すること。
 - ② 一般財団法人日本建設情報総合センターと一般財団法人港湾空港建設技術サービスセンターが共同開発をした電子入札コアシステム対応認証局に対応しているICカードを取得し、かつ、有効期限内であり、適正にシステムにログインできること。
 - ③ 電子入札システムに利用者登録をしていること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構の一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 事業協同組合等として確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として確認申請書等を提出することはできない。
- (5) 下記①の条件を満たす同種業務又は類似業務の履行実績を有していること。
なお、実績については②から④に示す条件等によるものとする。
- ① 平成19年4月1日から本業務における確認申請書等の提出期限までに元請けとして完成・引渡しが完了した機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した同種業務又は類似業務の履行実績を有していること。
(注) 以下、同種業務又は類似業務の履行実績、経験において同じ。
注1 「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第1条に定める特殊法人等に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団のことを指す。
注2 「地方公共団体」とは、「地方自治法」第1条の3に定める地方公共団体のことを指す。
注3 「地方公社等」とは、「地方道路公社法」に基づく道路公社、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき都道府県が設置した土地開発公社、「地方住宅供給公社法」に基づき都道府県が設立した住宅供給公社のことを指す。
注4 「公益法人」とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき認定を受けた公益社団法人又は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法

律」に基づく特例民法法人のことを指す。

注5「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社のことを指す。

- ② 同種業務又は類似業務の履行実績は、可能な限り一般財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報システム（以下「TECRIS」という。）又は一般社団法人農業農村整備情報総合センターの農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（以下「AGRIS」という。）に登録されている業務から選定すること。
- ③ 同種業務又は類似業務の発注者から企業に対し通知された測量等業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は同種業務又は類似業務の履行実績として認めない。
- ④ 測量等業務成績評定が実施されていない業務や評定点が企業に通知されていない業務を同種業務又は類似業務の履行実績とする場合は、発注者の証明を受けた業務完了証明書（例：様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等）の写しをもって60点とみなす。

【同種業務又は類似業務として認める業務実績の要件】

同種業務：フィルダムの堤体測量 類似業務：河川横断測量又は基準点測量

- (6) 次に掲げる①及び②の基準を満たす主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結の翌日から業務に配置できること。
 - ① 資格
測量法に基づく測量士の有資格者であること。
 - ② 配置予定技術者は、業務開始時点において自らと雇用関係にある者であること。
- (7) 確認申請書等の提出期限から開札の時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）」に基づき、木曾川及び豊川水系関連区域内において指名停止を受けていないこと。
- (8) 機構が発注した業務のうち、平成27年1月1日から平成28年12月31日までの2年間に元請けとして完成・引き渡された業務の実績がある場合においては、当該業種「測量」に係る測量等業務成績評定表の評定点の年平均が2年連続で60点未満でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に①から③に示すいずれかの関係にも該当しないこと。

なお、①から③に示すいずれかの関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは競争契約入札心得第6条第2項の規定に抵触するものではない。

 - ① 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）
 - (A) 親会社と子会社の関係
 - (B) 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - ② 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）
 - (A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (B) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、機構発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 契約担当窓口

〒470-0151 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字片平山25番地の25
独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所 総務課 中原
電話0561-39-5460 FAX0561-39-5464
問い合わせ受付時間 9時から17時（土曜日、日曜日及び祝日並びに
12時～13時までを除く）まで

6. 入札説明書等の交付期間等

- (1) 入札説明書等の交付は、下記の【入札情報サービスURL】の【発注情報】から行うので、入札参加希望者は該当案件を検索のうえ、ダウンロードすること。
入札情報サービスURL：https://gprime-ebid.jp/juchusya-water/PPI/PPI_P/
- (2) 入札説明書等の交付期間：別表1①のとおり
- (3) 入札説明書等の交付を受けた者は、「入札説明書等の交付受領書」を提出すること。なお、様式については「入札参加条件等について」に添付。

7. 確認申請書等の提出方法等

- (1) 提出方法：電子入札システムを用いて提出すること。
- (2) 提出期間：別表1②のとおり
- (3) 受付確認：確認申請書等の受領後に受付票を電子入札システムで発行する。
- (4) 保存するファイル形式はPDFファイルとする。
- (5) ファイルを圧縮する必要がある場合は、圧縮方法はZIP形式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。
- (6) 確認申請書等は、入札公告（入札説明書）において示す様式により作成すること。
- (7) 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (8) 提出された確認申請書等は、競争参加資格等の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (9) 受け付けた確認申請書等は、返却しない。
- (10) 提出期限以降における確認申請書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、機構から求められる不足書面の補充及び軽微な記載の加筆修正は、この限りではない。
- (11) 入札公告（入札説明書）を確認申請書等の作成以外の目的で使用してはならない。
- (12) 確認申請書等の作成又は提出に関する手続きについての問い合わせには応じ

るが、業務内容等の問い合わせには一切応じない。

- (13) 確認申請書等に関する問い合わせ先
5. 契約担当窓口と同じ。

8. 入札書の提出方法等

- (1) 提出方法：電子入札システムを用いて提出すること。
なお、本件では内訳書の提出を求めているが、入札書の提出時に電子入札システム上内訳書の添付が必須となるので、様式1（入札書提出用内訳書）を添付すること。
- (2) 提出期間：別表1③のとおり
- (3) 受付確認：入札書の受領後に受付票を電子入札システムで発行する。

9. 開札日

開札は、独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所 総務課にて、別表1④に示す日時に行う。

10. 支払条件

- (1) 前金払：請負代金額の30%以内
- (2) 部分払：なし

11. 確認申請書等の作成

- (1) 一般競争参加資格確認申請書は、別記様式1により作成すること。
- (2) 一般競争参加資格確認資料は、次に従い作成すること。
- ① 同種業務又は類似業務の履行実績
- (A) 記載様式は、別記様式2とする。
- (B) 同種業務又は類似業務の履行実績は、次の優先順位に基づき記載すること。
なお、記載する件数は、3件までとする。
- (ア) 機構又は国が発注した業務
- (イ) 特殊法人等が発注した業務
- (ウ) 地方公共団体が発注した業務
- (エ) 地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が
発注した業務
- (C) 同種業務又は類似業務の履行実績は、可能な限りTECRIS又はAGRISに登録されている業務から選定すること。
- (D) 同種業務又は類似業務の履行実績が、TECRIS又はAGRISに登録されている業務については、業務実績カルテ（契約データ、技術データ）の写し、業務内容が確認できる書類（特記仕様書等）の写しを添付すること。
- (E) 同種業務又は類似業務の履行実績が、TECRIS又はAGRISに登録されていない業務については、発注者の証明を受けた業務完了証明書（例：様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等）の写し、契約書（業務名、履行期間、発注機関名、契約書の両当事者の記名捺印がされている部分）の写し、業務内容が確認できる書類（特記仕様書等）の写しを添付すること。
- (F) 測量等業務成績評定が実施されている業務を同種業務又は類似業務の履行実績とする場合は、測量等業務成績評定通知書の写しを添付すること。
- (G) 測量等業務成績評定が実施されていない業務や評定点が企業に通知されていない業務を同種業務又は類似業務の履行実績とする場合は、発注者の

証明を受けた業務完了証明書（例：様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等）の写しを添付すること。

② 配置予定技術者について

(A) 記載様式は、別記様式3とする。

(B) 配置予定技術者の資格を証明する書類として、資格証（登録証、合格証等）の写しを添付すること

(C) 配置予定技術者の雇用を証明する書類として、標準報酬決定通知書の写し、健康保険証の写し又はその他雇用関係を証明できるいずれかの書類の写しを添付すること。

なお、業務開始時までには雇用する場合は、採用内定通知等の写しを添付すること。

(D) 配置予定技術者として、複数人（最大2名を限度）の候補技術者を記載することもできる。

12. 確認申請書等のヒアリング

確認申請書等のヒアリングは実施しない。

13. 競争参加資格等の確認

(1) 本競争の参加希望者は、「4. 競争参加資格」に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、確認申請書等を提出し、分任契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 4.(2)①の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができる。この場合において、4.(1)及び(2)②、③並びに(3)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、入札書の受付締切日時において4.(2)①に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、提出期限までに確認申請書等を提出しない者及び分任契約職等が競争参加資格が無いと認めた者は、本競争に参加することができない。

(3) 競争参加資格の確認は、確認申請書等の提出期限をもって行うものとし、参加資格の有無の結果については、電子入札システムにより別表1⑤に示す期限までに通知する。

なお、通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。期限までに、通知が届かない場合は、5. 契約担当窓口まで問い合わせをすること。

14. 競争参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格が無いと認められた者は、分任契約職に対して競争参加資格が無いと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求められることができる。

① 提出期限：別表1⑥のとおり

② 提出先：5. 契約担当窓口と同じ。

③ 提出方法：郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出することとし、持参及び電送によるものは受け付けない。

(2) 分任契約職は、説明を求められたときは、別表1⑦に示す期限までに説明を求めた者に対し書面によりFAXで回答する。期限までに回答が届かない場合は、5. 契約担当窓口まで問い合わせをすること。

15. 入札説明書等に対する質問

(1) 確認申請書等の作成に関する質問については、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 提出期限：別表1⑧のとおり

- ② 提出先：5. 契約担当窓口と同じ。
 - ③ 提出方法：郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出することとし、持参及び電送によるものは受け付けない。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答は、大容量ファイルの送受信サービス「Prime Drive」により行うこととし、回答を閲覧するためのアドレス等は、「質問に対する回答アドレス通知書」をFAXにより通知する。
- ① 通知期限：別表1⑨のとおり
 - ② 閲覧期限：別表1⑩のとおり
- (3) 積算・見積等に関する質問については、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
- ① 提出期限：別表1⑪のとおり
 - ② 提出先：5. 契約担当窓口と同じ。
 - ③ 提出方法：郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出することとし、持参及び電送によるものは受け付けない。
- (4) 上記(3)の質問に対する回答は、大容量ファイルの送受信サービス「Prime Drive」により行うこととし、回答を閲覧するためのアドレス等は、「質問に対する回答アドレス通知書」をFAXにより通知する。
- ① 通知期限：別表1⑫のとおり
 - ② 閲覧期限：別表1⑬のとおり

16. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金：免除
- (2) 契約保証金
受注者は、契約保証金を機構に納付することとする。ただし、水資源債券の提供、銀行等又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

17. 開札

- (1) 開札は、電子入札システムにより行う。
- (2) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。
- (3) 電子入札においては、立会による開札は行わない。
- (4) 開札処理に時間を要する場合には、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

18. 入札の無効等

- (1) 競争参加資格の有る者のした入札であっても、確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び競争契約入札心得及び現場説明書において示した入札に関する条件に違反した入札並びに開札時において、「4. 競争参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は、無効とするとともに、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すこととする。
- (2) 死亡、退職、病休等の特別な理由により、やむを得ず配置予定の技術者を配置することが出来なくなったときは、直ちに、以下による手続きを行うこと。
 - ① 確認申請書等の提出後から競争参加資格の有無の通知を受けるまでの期間
：書面（様式は自由）により申し出を行い、確認申請書等の取り下げを行うこと。
 - ② 競争参加資格の有無の通知後から入札書の提出までの期間
：電子入札システムにより、入札の辞退を行うこと。
 - ③ 入札書の提出後から開札までの期間及び落札者の決定の保留がなされている期間
：書面（様式は自由）により申し出を行うこと。申し出により、提出された入札書は無効とする。
- (3) 確認申請書等に虚偽の記載をし入札した場合又は配置予定の技術者を配置することが出来ないにもかかわらず、入札した場合（入札書の提出後に（2）③の申し出をした場合は除く。）においては、『指名停止措置要領』に基づき指名停止を行うことがある。

19. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする必要がある。
- (2) 開札の結果、落札となるべき入札をした者が2人以上いる場合は、電子入札システムの機能を利用して落札者を決定する方式（電子くじ）により決定する。

20. 契約書の作成

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

21. 配置予定技術者の確認

- (1) 落札者決定後（契約締結後）、4.（6）に掲げる基準を満たしていないことが判明した場合又は配置予定技術者に関する事項として確認申請書等に記載されたものが、事実と異なることが確認され、重大な要件の違反になると認められた場合には、契約を結ばない（契約解除する）ことがある。
- (2) 落札者決定後（契約締結後）、死亡、退職、病休等の特別な理由により、やむを得ず配置予定の技術者を変更する場合は、4.（6）に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

22. 再苦情申立て

分任契約職からの競争参加資格が無いと認めた理由の説明に不服がある者は、14.（2）の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、分任契約職に対して、再苦情の申立てを行うことが

できる。当該再苦情申立については、入札等監視委員会が審議を行う。

提出先及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、5. 契約担当窓口と同じ。

23. 関連情報を入手するための照会窓口

5. 契約担当窓口と同じ。

24. 入札の延期等

(1) 不正な行為等があると認められるときは、入札の延期若しくは中止又は落札の決定若しくは契約の締結の取消しをすることがある。

(2) 機構の事由により、入札の延期又は中止をすることがある。

25. 独立行政法人が行う契約の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、以下のとおり。

【<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html>】

26. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。

(3) 落札者は、確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。

(4) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

(5) 電子入札システムの運用時間は、平日8:30～20:00である。

(6) 入札情報サービスの運用時間は、平日6:00～23:00である。

(7) 操作方法についてのお問い合わせ先は下記のとおりである。

電子入札ヘルプデスク

電話：03-3456-7475

メール：water-help@gprime-ebid.jp

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:30

※土日・祝日（振替休日含む）、年末年始除く。

別表1 本入札手続に係る期間等

①	入札	入札説明書等の交付期間	平成29年 8月 1日 (火) から 平成29年 8月21日 (月) まで
②	電子	確認申請書等の提出期間	平成29年 8月 1日 (火) 9時00分から 平成29年 8月21日 (月) 16時00分まで
③	電子	入札書の提出期間	平成29年 8月25日 (金) 9時00分から 平成29年 8月31日 (木) 16時00分まで
④	—	開札日	平成29年 9月 1日 (金) 10時00分
⑤	電子	競争参加資格の結果の通知 期限	平成29年 8月24日 (木) 16時00分まで
⑥	郵送	競争参加資格が無いと認め た者に対する理由の説明要 求期限	平成29年 8月31日 (木) 必着
⑦	F A X	上記⑥に対する回答期限	平成29年 9月 7日 (木) まで
⑧	郵送	確認申請書等の作成に関す る質問提出期限	平成29年 8月15日 (火) 必着
⑨	F A X	上記⑧に対する回答通知期 限	平成29年 8月17日 (木) まで
⑩	Prime Drive	上記⑧に対する回答閲覧期 限	平成29年 8月21日 (月) 16時00分まで
⑪	郵送	積算・見積等に関する質問 提出期限	平成29年 8月24日 (木) 必着
⑫	F A X	上記⑪に対する回答通知期 限	平成29年 8月29日 (火) まで
⑬	Prime Drive	上記⑪に対する回答閲覧期 限	平成29年 8月31日 (木) 16時00分まで

※1 入札とは、入札情報サービスを示す。

※2 電子とは、電子入札システムを示す。